

都農町の定住促進奨励事業

☆定住住宅取得奨励事業☆

都農町内で住宅（新築・中古）を購入された方に対し奨励金を交付します。
（町内在住者については、平成30年4月1日以降の契約分に限る）

【奨励額】

次の①～③の合計 <最大100万円>

① 住宅の取得 住宅の取得価格×2% 最大25万円	+	② 都農町内の業者による新築 住宅の取得価格×2% 最大25万円	+	③ 義務教育以下の子ども 子どもの人数×10万円 最大50万円
---------------------------------	---	--	---	---------------------------------------

【主な要件】

- ◎対象経費が、400万円以上であること
- ◎転入した日より前1年間において都農町内に住所を有していないこと
- ◎転入後2年以内に、取得した住居に居住していること
- ◎自治会に加入していること

問い合わせ先

都農町まちづくり課 <総務課の隣>

電話番号 : 0983-25-5711

☆保留地等取得奨励事業☆

転入者・町内在住者を問わず、保留地等を購入し、かつその土地に住宅を新築された場合に奨励金を交付します。

【奨励額】

1㎡あたり7,000円 <最大210万円>

【主な要件】

- ◎100㎡以上の保留地等が対象
- ◎平成22年4月1日以降に当該保留地等を購入していること
- ◎住宅を取得して2年以内に居住していること
- ◎購入した保留地等に住宅を新築された方

↑定住住宅取得奨励事業の
併用ができます！
（併用は町内在住者も可）

問い合わせ先

都農町まちづくり課 <総務課の隣>

電話番号 : 0983-25-5711

☆住宅リフォーム奨励事業 ☆

町内に住所を有している方で、町内の事業者により住宅をリフォームした場合に奨励金を交付します。

【奨励金の概要】

- ◎工事に要した費用の1割（100分の10）が奨励金として交付されます。 <最大15万円>

【主な要件】

- ◎申請者が町内に住所を有していること
- ◎町内の事業者が請け負った30万円以上のリフォーム工事が対象

問い合わせ先

都農町建設課 <役場本館2階>

電話番号 : 0983-25-5717

☆都農町受験奨励金交付事業☆（平成26年4月1日から）

町内及び近隣市町の事業者採用試験に要する交通費に対して奨励金を交付します。
（奨励金額は定額とする。）

【主な要件】

- ◎本町に定住する意志を持ち、かつ、指定事業者を受験するもの。
- ◎対象経費は、申請者住所をもって地方区分により定額を交付する。

【奨励金の概要】

地方区分	奨励額	算定基礎対象
県内（児湯郡及び日向市を除く。）	1,000円	都農～都城高速ETC料金相当
県外で九州地方	5,000円	福岡市内からの片道高速バス料金相当
中国・四国・山陰・近畿地方	20,000円	伊丹空港からの片道航空券相当
上記以外の地域（国外を含む。）	30,000円	羽田空港からの片道航空券相当

※指定事業者とは・・・

都農町に定住し勤務している者を雇用している個人または法人のことで、指定事業者として町の登録を受けている事業者のこと。

☆就業者転入奨励事業☆

町外からの転入者で町の指定する事業者勤務している方に奨励金を交付します。

【奨励額】 10万円

【主な要件】

- ◎転入した日より前1年間において都農町内に住所を有していないこと
- ◎自治会に加入していること
- ◎町税等を滞納していないこと

☆住宅家賃助成事業☆

町外からの転入者で町の指定する事業者勤務しており、民間の賃貸借住宅等に居住する方に対して月額家賃の一部を助成するものです。

【奨励を行う期間】

- ◎入居した月から起算して1年間（※月の途中に入居した場合は入居日の属する月の翌月）

【奨励額】

- ◎1万円（月額）

【主な要件】

- ◎転入した日より前1年間において都農町内に住所を有していないこと
- ◎自治会に加入していること
- ◎町税等を滞納していないこと

問い合わせ先

都農町まちづくり課<総務課の隣>

電話番号：0983-25-5711